

議案第 14 号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年 11 月 15 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

専決第 1 号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 31 年 3 月 20 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条第2項中「第6条」の次に「第1項」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。